明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○家畜伝染病予防法施行規則の一部を改正する省令（**農林水産**三八）　一
〔告　示〕
○金融商品取引業等に関する内閣府令第百四十二条第一項に規定する金融商品取引業協会の規則等を指定する件の一部を改正する件（**金融庁**二一）　二
○船舶安全法の規定に基づく認定事業場として認定した件（**国土交通**四九七～五〇〇）　三
○高速自動車国道に関する件（**同**五〇一）　三
〔**官庁報告**〕
官庁事項
保障契約証明書の無効について（中国運輸局）　四
財　政
日本放送協会令和四年度収支予算について（総務省）　四
〔公　告〕
諸事項
官庁
農林水産大臣が定める特定漁港漁場整備事業計画の案に係る公告及び縦覧関係　五
裁判所
破産、免責関係　七
特殊法人等
弁理士登録、日本弁護士連合会懲戒処分、地方公務員共済組合連合会関係　一五
地方公共団体
教育職員免許状失効、無縁墳墓等改葬関係　一八
会社その他
会社決算公告　二六

省令

○農林水産省令第三十八号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第三十八条の規定に基づき、家畜伝染病予防法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年四月十八日

農林水産大臣　金子原二郎